

山口県報

平成28年
4月5日
(火曜日)

目次

○公告
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）……………
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………
 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（三件）（商政課）……………
 ○雑報
 県報の正誤（平成二十七年四月二十四日山口県選挙管理委員会告示第四十一号）……………



（二四〇）特定非営利活動法人の設立の認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年五月十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日
 平成二十八年三月十七日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 人と木

代表者の氏名 岩本 美枝

主たる事務所の所在地 長門市日置中七五八番地の一三一

三 定款に記載された目的

幼児から高齢者まで全ての人々に対して、森林環境を守る活動、木の文化を伝えていく活動、暮らしに木を取り入れていく活動、経済を活性化させていく活動及び子どもを豊かにする活動の五つの活動を「木育」として、「木育」に関する事業を行い、「木育」を通じて地域の活性化に寄与すること。

（二四一）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十八年五月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日
 平成二十八年三月十八日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人つばさ
 代表者の氏名 竹光 道治
 主たる事務所の所在地 柳井市柳井三八四二番地の六

（二四二）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十七年十一月十七日山口県公告（三三六）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ザ・ビッグ岩国店
所在地 岩国市三笠町三丁目一番二号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(一四三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十一月十七日山口県公告(三三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 マックスバリュ徳山西店
所在地 周南市都町三丁目二一
- 二 意見の概要
交通に係る事項及び騒音の発生に係る事項について配慮を求める。

(一四四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十一月二十日山口県公告(三四三)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年四月五日から同年五月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年四月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アクロスプラザ山口

- 所在地 山口市維新公園五丁目二番二二号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。



正 誤

平成二十七年四月二十四日山口県選挙管理委員会告示第四十一号(政治団体の名称等)

| | | | | | |
|-----|---|---|---|----|----|
| ページ | 九 | 段 | 上 | 簡所 | 表中 |
| 誤 | | | | | |

| | | | | | | |
|--------------------|-------|-------|-------|---------------|-----------------------|---------|
| 維新の党山口県総支部 | 片山虎之助 | 参議院議員 | 板垣 | 聴防府市お茶屋町4番44号 | 政治資金規程第1項に係る国会議員関係自由体 | 平成27、19 |
| 自由民主党山口県衆議院北柳区第一支部 | 古田 圭一 | 衆議院議員 | 板垣 隆司 | 下関市菊川町大字日新2/3 | 政治資金規程第1項に係る国会議員関係自由体 | 平成27、19 |
| 維新の党山口県総支部 | 片山虎之助 | 参議院議員 | 板垣 | 聴防府市お茶屋町4番44号 | 政治資金規程第1項に係る国会議員関係自由体 | 平成27、19 |